

文部科学大臣
柴山 昌彦 殿

令和2年度文部科学省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 井上 育世

<重点要望事項>

1. 特別支援教育に関わる教員を増員すること

教員の負担軽減に向けた取り組みにより、各学校における校務の効率化などが図られているが、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、十分な教員数の確保が根本的な対応策であり、それは特別支援教育に関しても同様である。発達障害のある児童生徒と向き合い、より良い対応ができるよう研修を受けて専門性を向上できるような余裕が必要である。

2. 合理的配慮を的確に行うための校内支援体制を整備し、推進すること

特別支援教育実施の責任者である校長がリーダーシップを発揮して、校内支援体制を整備し、推進していく組織作りが重要である。

3. 専任の特別支援教育コーディネーター配置を拡充すること

貴省が毎年行っている「特別支援教育体制整備状況調査」においても、特別支援教育コーディネーターの専任率は低い状態が続いている。特別支援教育コーディネーターの職務内容は多岐にわたっており、専任配置により専門性の向上を図ることが喫緊の課題である。

4. 学習上の支援機器等教材の活用促進

- ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発を促進すること (ICT 教育・iPad の活用)
- ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及を促進すること
- ・特別支援教育教材振興予算 (学校配分予算) を新設すること
ユニバーサルデザインとして活用することで、児童生徒全体に対しても有効な教材と考えられる。

5. 高等学校における通級指導教室の設置と機能の促進を図ること

平成 30 年度から導入された高等学校における通級指導教室が、「自立に向けた準備期間を提供できる最後の教育機関」となるよう、外部機関と連携していくようなシステム構築が必要。

6. 生涯学習への支援の充実

- ・青年期以降の余暇支援など、各ライフステージにおける居場所や学びの場の充実を図ること。
- ・発達障害のある青年が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育・スポーツ・文化活動についての支援を拡充すること。
- ・発達障害のある人への生活支援・就労支援機関と連携して、成人期にある発達障害者の日常生活スキルの課題を踏まえた学習プログラムを策定すること
発達障害のある青年は、コミュニケーションスキルの不足・対人関係のトラブルから、二次的な精神疾患を患ったり、離職してしまったりするケースが多い。青年期にソーシャルスキルやコミュニケーション、ストレスマネジメント等について学べる場を設けてほしい。

* 特別支援教育の充実については、日本が 2016 年 6 月末日に国連に提出した障害者権利条約履行状況報告 (Initial reports) にも、「156. 学校においては、学校教育法体系に基づき、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、…(略)…引き続きこれらの場の充実に取り組んでいく。」と記載されており、速やかな予算措置が必要である。

＜その他の要望事項＞

- 1. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること**
 - ・すべての教職員に対し、特別支援教育および合理的配慮についての理解を促進すること
 - ・特別支援教育支援員配置を拡充すること
 - ・幼児期・小学校から大学までライフステージを通じた途切れない支援システムの構築を推進すること
 - ・早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員・外部専門家等の職務内容や位置付けを明確にし、効率よく連携が図れるシステムを構築すること
 - ・教員養成課程におけるLDを含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化を図ること
 - ・発達障害教育推進センターにおける教育情報が学校全体での取り組みに活かされていくよう、フィードバックと情報提供の整備強化を促進すること
 - ・通常の学級における学級規模を小さくして指導の充実を促進すること
- 2. 特別支援教育に関わる教員の専門性向上を図ること**
 - ・特別支援学校教員及び特別支援学級や通級による指導担当教員の特別支援学校教諭免許状所持の早期義務化を図ること
 - ・合理的配慮に関する相談窓口(学級担任や特別支援教育コーディネーター等)への特別支援教育や合理的配慮等についての研修を充実させること
 - ・管理職の研修を強化し、管理職登用時の特別支援研修を義務化すること
- 3. 発達障害のある児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎを義務付けすること**
 - ・通常の学級の児童・生徒を含め、支援が必要な児童・生徒に対して、個別の教育支援計画を作成すること
 - ・合理的配慮の内容も含め、学年・学校間の引継ぎを義務付けること(ただし、本人・保護者が希望する場合)
 - ・個別の教育支援計画等、生涯を通じて利用できる支援計画を策定し、活用を推進すること
 - ・学校間連携コーディネーターの配置を拡充すること
 - ・個別の教育支援計画と福祉で策定する個別の支援計画との連続化を推進すること
 - ・学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携を図り、支援内容を共有すること
- 4. LD、ADHDを対象とした通級教室の拡充**
 - ・自校通級指導教室及び巡回通級指導教室を拡充すること
 - ・通級指導教室の校内通級利用推進のための調査研究を図ること
- 5. 早期からの教育相談・支援体制を整備すること**
 - ・早期からの教育相談・支援体制推進のため、教員・保護者の相談窓口を明確化すること
 - ・スクールカウンセラーの専門性の向上・配置を拡充すること
 - ・発達障害者支援センターとの連携を推進すること
 - ・早期支援コーディネーター・発達障害支援アドバイザーの配置を拡充すること
- 6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を強化すること**
 - ・高等学校における養護教諭への発達障害に関する専門的な研修と配置を拡充すること
 - ・高等学校への専門性のあるスクールカウンセラー配置を拡充すること
 - ・発達障害のある生徒に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育を充実させること
 - ・発達障害のある生徒の就労に向けて、就労担当の教員と事業所が連携を図ること
 - ・就労先開拓・職場定着支援のための就職支援コーディネーター配置を拡充すること
 - ・高等学校と福祉・労働等関係機関の連携体制を整備すること
 - ・高等学校入試や大学入試における合理的配慮の啓発を促進すること
- 7. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制を整備すること**
 - ・発達障害のある学生に対する修学支援・生活支援体制を整備すること
 - ・大学教員・職員に対する発達障害についての理解・啓発を促進すること
 - ・発達障害のある学生に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育を充実させること

・発達障害のある学生に対する就労支援体制整備を充実させること

8. 学校外の人材・資源・資格等の活用を推進すること

- ・親の会やNPO法人等の研究活動を活用すること
- ・特別支援教育士等の資格を特別支援教育コーディネーター登用の要件として活用すること
- ・特別支援教育支援員の配置を拡充し、資質確保のための研修を充実させること
- ・心理士、PT、OT、ST、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用を推進すること

9. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知すること

- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルを整備し、周知を図ること

<中長期的な要望>

1. 特別支援教室構想について、インクルーシブ教育システム構築の中で検討を行うこと

- ・特別支援教室構想については、平成15年3月の文部科学省・協力者会議の報告である「今後の特別支援教育の在り方について」で提言されてから10年以上経過している。「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムを実現する方向で、制度的見直しを進めていく必要がある。

2. 学習面の困難に対する取り組みを強化すること

- ・教科学習についての指導・支援方法に関する研究を推進すること
- ・小・中学校の学習指導要領における学習面の困難（読み書き障害）に対する具体的な指導・支援方法を明記すること

3. 通常の学校における特別支援教育を促進するため、特別支援学校教諭免許から特別支援教育免許（仮称）への転換を図り、特別支援教育に関わる教員の取得を義務化すること

4. LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、個々の特性に合わせ多様な手段・手法・技術によりバリアフリー化された図書や教科書を無償かつ容易に利用できるよう、各種の支援手段・技術の開発、普及に取り組むこと

5. 発達障害に対する、社会的理解の向上に取り組むこと

- ・保護者向け発達障害の理解啓発リーフレットの発行
- ・一般の児童・生徒の理解啓発、PTA活動等を利用した一般保護者向け啓発活動の推進